

令和3年4月

会員組合各位

香川県中小企業団体中央会

中小企業組合におけるバーチャルオンリー総会を実施するための
定款変更に関する留意事項について

1. バーチャルオンリー総会（「場所」を定めない総会）の実施について

「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」では、総会の招集手続を定款に定めた方法により行うことと規定されており、多くの組合では、定款において、会議の目的たる事項や日時とともに「場所」を招集通知書面に記載して送付するものと定めております。

したがって、定款において「場所」を規定している組合が、バーチャルオンリー総会を実施するためには定款変更が必要となりますので、令和3年度通常総会は「場所」を定めた総会を開催する必要があります。

2. 次回以降のバーチャルオンリー総会に向けた定款変更の手続について

上記のとおり、多くの組合では、次回以降の総会においてバーチャルオンリー総会を実施するためには、定款変更手続のプロセスが必要となります。

令和3年度通常総会において、次回以降のバーチャルオンリー総会に向けた定款変更の手続を行う場合、通常総会の招集手続を改正省令の公布・施行後に行うことが条件となります。

現在、中小企業庁において検討されているスケジュール（案）では、改正省令の公布・施行が5月の予定とされていますが、組合が令和3年度通常総会を開催する日程によっては、当該定款変更の手続を行うことができないことにご留意ください。

別紙（参考条文等）

●中小企業等協同組合法

（総会の招集）

第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

（総会招集の手続）

第49条 総会の招集は、会日の10日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

2・3（略）

●中小企業組合定款参考例（全国中小企業団体中央会発行）

第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

※改正省令の公布・施行後、バーチャルオンリー総会を開催するために必要な定款の規定例は、経済産業省策定の「実務指針」にて提示される予定です。また、本条項以外に、総会議事録の記載事項に関する規定の変更も必要となります。

●定款変更手続スケジュール例

- | | |
|------------------|---------|
| ① 理事会での総会上程議案の審議 | 4月下旬 |
| ② 改正省令の公布・施行 | 5月上旬 |
| ③ 通常総会招集通知の発出 | 5月中旬 |
| ④ 通常総会での特別議決 | 6月上旬 |
| ⑤ 定款変更認可申請 | 総会后速やかに |

②と③の手続の順序が
前後する場合は不可

※理事会に諮った定款変更議案の内容が改正省令の公布・施行時点で変更する必要が生じた場合、議案の修正が必要となります。

※組合の状況により、定款変更以外にも選挙規約等の諸規定の整備が必要になります。

※上記は3月15日現在のスケジュール（案）に基づくものです。スケジュールが変更となる可能性もありますのでご注意ください。